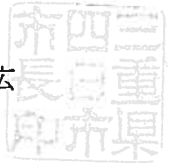


四日市市告示第687号

四日市市災害弔慰金等支給審査会要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

四日市市長 森 智広



四日市市災害弔慰金等支給審査会要綱

(目的)

第1条 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年四日市市条例第33号）第15条第3項の規定に基づき、四日市市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審査会は、災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「弔慰金等」という。）の支給に係る事実の審査その他の弔慰金等の支給に関する事項の検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

3 弔慰金等の支給に係る事実の審査その他の弔慰金等の支給に関する事項の検討を行うにあたり、専門的見地が必要な場合、前項に示す委員とは別に医師、社会福祉士等、その他市長が必要と認める者を委嘱又は任命できるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。